

消費税増税と低所得者対策

消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から 8%、平成 27 年 10 月 1 日から 10%へ 2 段階で引き上げられることが決定しました。

消費税増税は平成 9 年 4 月に 3%から 5%に引き上げられて以来、17 年ぶりのことです。

今回の消費税増税に伴う低所得者対策として、税率 8%時点で一定以下の年収の人に現金を配る【簡素な給付措置】とともに、食料品などの税率を低くする【軽減税率】を検討する。さらに、税率を 10%に上げた以降は、所得に応じ減税と現金支給を組み合わせる【給付付き税額控除】の導入も視野に入れると発表されました。

今後この三つのキーワードが世間を賑わすことになりそうですので、簡単に解説します。

①【簡素な給付措置】

低所得者に 1 人当たり年 1 万円程度の現金を給付します。
対象者の具体的な範囲や金額は未定です。

②【軽減税率】

食料品などの生活必需品の税率を低くします。負担軽減を実感しやすい利点がありますが、対象品目の線引きが困難であり、乱発すると税収自体が目減りします。また、高所得者も恩恵を受けることになります。

③【給付付き税額控除】

低所得者に対しては所得税の控除に加えて、所得が少なくなるにつれて給付（還付）します。

例えば、10 万円の給付付き税額控除を行う場合、税額が 15 万円の人は 5 万円を納付し、税額が 4 万円の人には 6 万円が給付されます。

通常の税額控除や所得控除と違い、課税所得がない人も恩恵を受けることができます。しかし、所得把握の事務量があまりに膨大かつ不正受給の排除など実現自体が危ぶまれています。

以上の三つのいずれか又は組み合わせての実施になりそうですが、いずれも一筋縄では行きません。

消費税増税までの限られた時間しか無い中で、それぞれの効果と影響を熟慮することはもちろん消費税制度全体を俯瞰した検討も行う必要があります。



養老保険を使った節税

養老保険を使った法人税の節税方法を紹介します。

養老保険とは被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる他、保険期間満了時や解約時にも保険金が支払われる生命保険で、万一の保障と貯蓄を合わせ持った保険です。

主な契約体系は下図のとおりです。契約内容により保険料の経理処理が変わります。

①は半分が経費、②は経費にならず資産計上、③は役員又は従業員の給与として課税されます。

節税効果があるのは①の契約体系です。ただし、解約時の返戻金又は満期保険金は法人の収入になりますので、役員又は従業員の退職金支給時に解約又は満期になる様に設計するなどの対応が必要です。

以上のように、養老保険には節税効果が期待できますが、数ある保険商品の中から会社に合った保険商品かどうか慎重に検討する必要がありますので、契約の際は事前にご相談下さい。

経理処理一覧表（養老保険）

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	解約返戻金・満期保険金受取人	保険料の支払時
①	法人	役員・従業員	遺族	法人	2分の1を経費 2分の1を資産計上
②	法人	役員・従業員	法人	法人	全額資産計上
③	法人	役員・従業員	遺族	被保険者	全額給与として経費

後期高齢者医療制度の保険料の変更

後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料が見直されています。保険料は前年中の所得を基に、一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と、所得に応じて決められる「所得割額」の合計になります。

平成24・25年度は、被保険者の増加や医療の高度化による給付費の増加に必要な財源を確保するため、保険料率と年間限度額が引き上げられました。

平成22・23年度の保険料率（全国平均）		平成24・25年度の保険料率	
均等割額	41,700円	均等割額	43,550円
所得割額	7.88%	所得割額	8.55%
限度額	50万円	限度額	55万円



9/30 中秋の名月